

令和7年1月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年1月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
㊗ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○川久保 稔美	○山下 勝美	○松本 美徳
○山口 信也	○前田 将直	○松瀬 竹虎
○松尾 茂	○紙本 政信	○徳田 詳吾
		○松本 覚二
		○小林 重喜
		○長谷川 壽幸
		○高田 良彦
		○渡口 学
		○松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 川内 益栄	係長 田畑 徹二
主査 桃田 忠邦	参事 吉田 倉也	参事 服部 浩史
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
6番 大石 恵子	7番 武部 利弘	

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和7年1月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席は、農業委員4番 末武委員、推進委員5番 山口委員、です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

令和7年最初の委員会総会となります。遅くなりましたが今年もよろしくお願いいたします。令和6年度も後2か月あまりとなりました。地域計画の公告期限が迫ってまいりました。農地の貸借につきましては、経過措置が終了し機構法による手続きに完全に移行されます。本日は総会后、勉強会を開催することとしていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長のご挨拶をいただきまして、1月の総会に入りたいと思います。

会 長

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。今年の元日は、良い天気でした。元日の晴天は、初晴れと呼ばれ五穀豊穡の兆しとされているそうです。農業では食べ物を生産しますが、その食べ物の3大栄養素、ご存じだと思いますが、炭水化物・たんぱく質・脂質の3つです。それでは人生の3大栄養素は何でしょうか。以前ある本にこう書かれておりました。人生の3大栄養素とは、「愛」・「笑い」・「感動」と書かれていました。この中の一つ「笑い」は、内側からのジョギングと書かれていました。やはり「笑い」は健康にいいということですね。

日々の農業の営みの中で、農業委員、推進委員の皆さんは、この人生の三大栄養素を何らかの形で摂取されているのではないのでしょうか。売る段階でガクッとこられることもあるかもしれませんが、その農業の営みのなかでも摂取されているのではないのでしょうか。例えば飼育している生き物への愛情、作物の生産や収穫で喜びを感じるときの笑いや感動、それで今年も農業委員、推進委員としてご活躍いただくとともに少しでも多く愛と感動のある農業人生を歩んでいただけたらと思います。

結びになりましたが、全国農業新聞の長崎県の記事に、松浦市の農業委員の須藤正文さんのことが紹介されていました。写真入りで乗っていました。わが町の農業委員といった記事に載っていました。皆さんも見られたかとは思いますが、ぜひご一読ください。須藤さんは、令和6年中に17haを集積されるなど地域のリーダーとして力を発揮されていること。そして、農業士に認定されていらして、農業大学校の実習生を受け入れて指導されるなど人材育成に尽力されているといったことが紹介されています。それでは本日の総会よろしくお願いいたします。

議 長

議事録署名人の指名を行います。農業委員6番 大石委員、農業委員7番 武部委員にお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）からお願いいたします。

事務局 各種報告を説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。14件ございます。各種報告です。議案の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。14件ございます。1件目の貸人、志佐町西山免■■■■氏と借人、県農業振興公社の分と2件目貸人、県農業振興公社と借り人、志佐町西山免■■■■氏の分は、県農業振興公社を介しての貸借で、貸人の都合による解約です。3件目の貸人、御厨町大崎免■■■■氏と借り人、県農業振興公社の分と、4件目貸人 県農業振興公社と借り人 御厨町米ノ山免■■■■氏の分は、県農業振興公社を介しての貸借で、借人■■■■氏が高齢により耕作できないことによる解約です。5件目、貸人 星鹿町 牟田免■■■■氏と借人 星鹿町牟田免■■■■氏の分は、借人■■■■氏の離農による解約です。6件目から14件目については、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画への変更のための解約です。

事務局 各議案は2ページをお願いします。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続については、1件ございます。被相続人は、■■■■氏、相続人は■■■■氏です。農地の表示は福島町塩浜免字大辻■■■■番、福島町塩浜免字銭亀■■■■番の田畑各1筆の計2筆、合計面積は1,259㎡です。被相続人■■■■氏は令和6年8月19日に亡くなられまして、相続人から令和6年10月21日に相続登記が完了したということで、12月17日に届出があり、同月20日受け付けております。

事務局 続きまして、申請事件の処理状況です。農地法第5条申請2件です。1件目は、譲渡人、鷹島町中通免■■■■氏、譲受人、㈱■■■■代表取締役■■■■氏、転用目的はドローンスタンドの実装試験場、申請面積は800㎡、令和7年1月15日許可となっております。2件目は、譲渡人、神奈川県川崎市■■■■氏、譲受人、今福町北免■■■■氏、転用目的は一般個人住宅、申請面積は571㎡、令和7年1月15日許可となっております。

議長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんから何かご質問等ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、報告どおりとさせていただきます。
続きまして、議事に移ります。議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により改正前

の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和7年1月28日としております。5ページ6ページをお願いします。計画書の内訳でございますが、賃貸借再設定分が8件、賃貸借新規分2件、使用貸借再設定分が2件、使用貸借新規分1件です。各筆明細につきまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第1号 農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和7年1月28日といたします。

続きまして 9ページ、議案第2号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。議案は10ページから41ページにかけまして、10件の促進計画となっております。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第2号 農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請します。つづきまして、42ページ議案第3号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。ここで関係委員の退室をお願いします。大石委員、前田秀一委員、須藤委員に退室をお願いします。

事務局 議案第3号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。議案は43ページから56ページにかけて、3件の促進計画となっております。委員関係分となります、ご審議よろしくお願いいたします。

事務局 事務局からの説明が終わりました。しばらく時間取りますので確認をお願いします。

各委員さんから、何かご意見はございますか？

委員 (なし)

議長 なければ、議案第3号農用地利用集積促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。

議長 ここで、事務局から補足説明があります。

事務局 今、審議していただきました議案第2号・議案第3号ですが、補足をさせていただいて最終的に承諾いただければと思います。今回の促進計画につきましては、ほぼほぼ農地の出し手、受け手双方の承諾により計画を作らせていただいております。本日の午前中に、一部の農地の出し手の方に確認が取れていない恐れがあるということで、この部分を再度確認して、最終的に県に要請をするということにさせていただき、一部修正の可能性を含めてご承諾いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 今回の補足説明を含めまして、何かご意見はございますか。

委員 (なし)

議長 なければ、議案第3号は、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。

議長 続きまして18ページ、議案第4号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局 議案第4号 荒廃農地調査による農地法2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明します。

番号1・2です。申出人は松浦市御厨町板橋免■■■■■■■■■■氏
です。農地の所在は、番号1が御厨木場免字ヨタツ田■■■■■■■■■■番・登記地目と
現況地目ともに田・面積は1, 662㎡、番号2が御厨木場免字セイセイ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■・登記地目と現況地目ともに田・面積は2, 119㎡、です。1月
24日に地元委員の松本委員と事務局とで現地調査を行いました。10年以上
耕作しておらず原野化しているとのことでした。

スライドをご覧ください。番号1です。ご覧の様に、山の中腹に位置して
おり、明らかに山林化している状況でした。10年以上前までは野焼き等さ
れていたようですが、長年管理されていないことから進入路も分からず、遠
目から確認いたしました。以上、既に山林化している現状を踏まえ、農地へ
の復旧は困難で、仮に復旧したとしても継続した営農は見込めないことか
ら、申出は原野ですが調査結果を踏まえ「山林」として非農地判断して差し
支えないものと考えます。

番号2です。申出地は、谷間にある細長い田が10枚ほど段々に連なった
団地で、その中段付近に位置する4枚の田です。10年以上耕作しておらず
原野化しているとのこと、分かりにくいですが進入路も確認不能で、加え
て雑木等もあり原野化している状況でして、申請地を含め、周辺全体がこの
様の状態でした。この現状を踏まえ、農地への復旧は困難で、仮に復旧した
としても継続した営農は見込めないことから、申出のとおり「原野」として
非農地判断して差し支えないものと考えます。

番号3・4です。申出人は松浦市志佐町田ノ平免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■
氏です。農地の所在は、番号3が志佐町稗木場免字轟■■■■■■■■■■・登記地
目と現況地目ともに田・面積は935㎡、番号4が志佐町稗木場免字番手■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■番・登記地目と現況地目ともに田・面積は2, 047㎡、です。この
件については、都合上、地元委員の前田委員と事務局とがそれぞれ現地調査
を行っております。スライドをご覧ください。番号3です。多少の雑木等の
ほか、セイタカアワダチソウなどが繁茂している状況を確認いたしました。
また、長年管理されていない様子で水路なども分からず、田としての機能は
無いのではないかと思います。この現状を踏まえ、農地への復旧は困難
で、仮に復旧したとしても継続した営農は見込めないことから、申出のと
おり「原野」として非農地判断して差し支えないものと考えます。番号4で
す。申出地までは、車を止めて600mほど歩きました。スライドで分かり
にくいですが、進入路も分からず、スライドのとおり雑木等が繁茂し、農地
であったとは分からない状況でした。申請地のみではなく、周辺全体がこの
様な状態でした。この現状を踏まえ、農地への復旧は困難で、仮に復旧した
としても継続した営農は見込めないことから、申出のとおり「原野」として
非農地判断して差し支えないものと考えます。

それでは番号5と6についてご説明いたします。まず申出人ですが福岡県
北九州市若松区の■■■■■■■■■■氏から非農地の申し出がなされた農地は福島町内
に2筆あり、いずれも昨年亡くなられた父親からの相続によって農地の存在
を知ったとのこと。地元の方の話によれば、申出地の2筆は少なくとも
20年以上にわたって放置され、この間、借地として預けることも無く現在に

至っているとのこと。まず番号5番ですが、福島町塩浜免字大辻^{〇〇}番、地目は畑、面積1,088㎡となっています。地元の徳田委員と1月16日の午前中に現地を確認したところ、周囲は鬱蒼とした山林が広がっており、同地も雑木等が生い茂っていることから日当たりも悪いうえ、一部には暖竹も相当レベル繁茂している状態であることを確認しました。以上のことから農地への復旧は困難であると思われ、仮に農地に復旧できたとしても今後継続した営農の可能性が極めて低いため、現況「山林」として非農地とすることが妥当であると考えます。次に6番ですが、福島町塩浜免字銭亀^{〇〇}番、地目は田、面積は171㎡となっています。こちらの農地の現況についても徳田委員と1月16日の午前中に現地確認を行いました。毎年2月頃に行われている野焼きの際、申出地のごく一部も野焼きに含まれているようですが、20年以上にわたって放置されているため、雑木までは生い茂ってはいないものの雑草の繁茂も著しい状況であるうえ、畦や水路も見当たらず、相当レベルで遊休地化されていることを確認しました。以上のことから農地への復旧は非常に厳しい状況にあると思われ、仮に農地に復旧できたとしても今後継続した営農の可能性が極めて低いため、現況申出のとおり「原野」として非農地とすることが妥当ではないかと考えます。以上、申出があった案件について皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、事務局からの説明が終わりました。それでは現地確認された委員さんのご意見をお願いします。番号1・2について推進委員4番松本伸雄委員に地元委員の意見をお願いいたします。

推進委員

推進委員4番の松本です。事務局からの説明があったとおり山林化しております。以前は野焼きしておりましたが、それから15年程地域の高齢化などに伴いましてやっております。もう近寄れないような状況になっております。2番目の方も山林化してまして、既に下と上は非農地化しております。間が取り残されている状況です。非常に復旧も困難という状況です。皆様のご判断をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。3番・4番について推進委員8番前田将直委員ご意見をお願いします。

推進委員

推進委員8番の前田です。確認に行きましたところ3番については穴も結構あり足跡というかボコボコなるような状態で田には押せない状況かなと思います。4番についても説明がありましたとおり進入も困難な状態だったのでよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。5番・6番について推進委員15番徳田委員お願いします。

推進委員 推進委員 15 番徳田です。先ほど福島を担当者から説明があったとおりでこの方は北九州に住んでおられるという事で譲渡もしたいということでしたけれども、隣接する方々に聞きまして受ける考えはないかということですが、全く無いということで、山林については少しあるかなと思ったんですけども現地を見ていただきまして、その時はとても受け付けないということで、そこも3名の方に話をしたんですけども、そういった状況でした。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからのご意見がありました。各委員さんから何かご意見はありませんか。

委員 (なし)

議長 はい、無いようですので、議案第4号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものといたします。それでは58ページ、議案第5号松浦市農地賃借料情報の公表についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号 松浦市農地賃借料情報の公表について説明いたします。議案は58ページからです。農地法第52条に基づき、農業委員会は、農地の利用状況等の情報について提供することとなっております。毎年この時期に農地の賃借料についてホームページで公表しております。議案の59・60ページに令和6年1月から12月までに締結された賃貸借契約の10a当たりの賃料を集計して掲載しています。集計する際に、賃料が特別な事情で極端に高額であったり、逆に低額なものもあることから、上から3割、下から3割を差し引いた残りの中間部分の賃貸借料のデータを使いまして、用途ごと地区別に分類して賃料の平均額、最高額、最低額を算出しております。また、物納につきましては金銭に換算しております。例えば米60kg当たり19,200円で換算しております。内容につきましては以上になりますので、よろしくをお願いいたします。今回の金額は賃料を決める際の一つの参考にはなるかかもしれませんが、地域の賃料の状況や農地の状態等にもよりますので、農地の出し手と借り手の間で決めていただくこととなります。以上、この内容で公表してよいかご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

委員 (なし)

議長 無いようですので、議案第5号 松浦市農地賃借料情報の公表については、公表することといたします。

以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。

続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、協議事項に入ります。本日は事務局からの事務連絡が数点ございます。

- ・「令和7年度農業臨時雇い標準賃金調査票について」
- ・「活動記録簿の提出のお願いについて」
- ・「全国農業新聞の購読推進について」
- ・「タブレットの使用状況について」

議長

以上をもちまして、1月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、2月27日木曜日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 35 分

